

2020年4月23日

各位

株式会社 NexTone
代表取締役COO 荒川 祐二

<新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う契約者支援>

著作権管理委託契約者への著作権使用料前払いを実施

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。また、罹患された皆さまの一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

音楽著作権管理事業者である株式会社 NexTone（以下「当社」という）は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う著作権者支援策として、当社と契約のある著作権管理委託契約者（以下「委託契約者」という）に対する著作権使用料の前払いを実施致します。

現在の音楽業界は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ライブ・コンサート・イベントの開催自粛、中止、延期等、これまで経験したことのない未曾有の状況に直面しております。委託契約者の皆様の中からも、将来に対する不安の声をお聞きする機会が増えてきております。

そんな中、当社として音楽出版社やアーティストマネジメント、レーベルをはじめとした委託契約者の皆様に対してどのような支援ができるかを模索した結果、著作権使用料の前払いを実施することを決定致しました。

【著作権使用料前払い 概要】

<対象者>

- ・2018年4月から2020年3月までの計8回（四半期8回）の著作権使用料分配において、当社からの1回（四半期1期）あたりの平均分配額が3万5千円以上の実績のある委託契約者

<前払金額の算定>

- ・2018年6月分配～2020年3月分配における1四半期あたりの分配額平均の70%以下で

最大4期分まで

- ・1契約者あたり、10万円から500万円の範囲内で設定（10万円単位）
※ただし、2019年度合計分配額を上限とする

<申込受付期間>

- ・2020年4月から6月末日まで
※申込状況により期間中に受付を締切の場合あり

<支払スケジュール>

- ・本取組みに関する契約手続には電子契約を利用し、契約締結完了から前払使用料のお支払いまでは5営業日を予定しております。

なお、本取組みに関しては、申込受付から前払使用料のお支払いまでを迅速に対応するために、上記基準を満たす委託契約者を対象としており、対象委託契約者に対しては、個別に詳細をご案内致します。

微力ではございますが、当社の取り組みが、音楽産業が直面している未曾有の状況から抜け出す一助となることを、そして音楽産業のさらなる発展に繋がってゆくことを切に願っております。

以上